

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会の参加資格が学校単位に限定されるなど、地域の文化芸術団体等の参加は認められていない場合がある。 ・一部には、大会で、より上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国から文化芸術団体等に対し、全国大会の在り方の見直しを要請。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での文化芸術に親しむ活動に支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与や送迎への配慮など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や楽器の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭への文化芸術等に親しむ活動に係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域で文化活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で文化部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域で文化活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第9章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
 （誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働）

1 主な課題(文化部活動の地域移行に関する検討会議提言より)

- 受け皿となる文化芸術団体等の確保、 地域移行に向けた関係部局との連携、 資質を有する指導者の確保、 家庭への費用(会費)の支援方策の検討
- 特に、吹奏楽では、楽器代・メンテナンス代等に多額な費用が必要となる恐れがある。

2 今後の予定(本市の課題を明らかにする)

- 生徒等にとって望ましい部活動のあり方について、生徒・保護者・教員に対するアンケート調査(本市部活動の実態把握及び地域移行についての認識の把握)を実施や、市場調査(受け皿の検討)を実施。
- 令和4年度『部活動のあり方研究及び地域移行に関する検討会議』を設置し、①部活動における今日的課題、②部活動の地域移行の方向性等を検討。国の動向等も踏まえ、令和5年度以降の具体的な移行スケジュールを策定していく。

令和4年度 文化部種目別活動状況

	種 目 名	設置校数	生徒数
1	美 術	117	3125
2	吹 奏 楽	102	3219
3	家庭科・料理・手芸	83	1303
4	茶 道 ・ 華 道	44	687
5	コンピュータ	31	898
6	英 語 ・ E S S	27	321
7	科 学 ・ 理 科	21	517
8	放 送	19	451
9	技 術 ・ 工 作	19	305
10	文 芸	18	305
11	演 劇	17	324
12	合唱(コーラス)	16	192
13	軽音楽・音楽	13	247
14	書 道	11	153
15	図 書	11	145
16	囲 碁 ・ 将 棋	9	145
17	園 芸 ・ 緑 化	9	123

(令和4年度部活動生徒数調査より
部活動設置126校からの回答結果)

文化部活動の地域移行に関する検討会議

提言

～少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に
継続して親しむことができる機会の確保に向けて～

令和4年8月9日

文化部活動の地域移行に関する検討会議

目次

はじめに	1
第1章 中学校等の文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性	5
1. 中学校等の文化部活動を取り巻く状況	5
第2章 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等	9
1. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方	9
2. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築の方法	11
3. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築のスケジュール	13
第3章 地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策について	15
1. 地域の文化芸術団体等の整備充実、指導者の質・量の確保方策	15
2. 地域の文化芸術団体等への支援	17
3. 指導を希望する教師等の在り方（兼職兼業等）	18
第4章 地域における文化施設の確保方策	20
1. 想定される文化施設	20
2. 円滑な学校施設の利用の促進とその管理の在り方	20
第5章 大会・コンクールの在り方	22
1. 今後の大会等の在り方	22
2. 大会・コンクール等の引率や運営に係る教師の負担の軽減	24
第6章 地域の文化芸術活動における会費の在り方	26
1. 適正な額の会費の在り方	26
2. 文化部活動に要する費用の徴収方法等	27
3. 経済的に困窮する家庭の生徒への支援	27
第7章 保険の在り方	28
1. 保険の加入	28
2. 保険の補償内容	28
第8章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方	30
1. 学習指導要領について	30
2. 高校入試について	34
3. 中学校等の教師の採用選考・人事配置等について	37
第9章 地域移行の取組が進められている間の学校における文化部活動の在り方	39
1. 誰もが参加しやすい文化部活動	39
2. 活動時間の適正化	39
3. 指導体制の見直し	40
4. 地域の文化芸術団体等との連携・協働	41
第10章 休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について	43

はじめに

【検討の経緯】

中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の吹奏楽、合唱、美術・工芸、演劇、自然科学、パソコンなど多岐にわたる文化部活動は、これまで生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきた。

また、学校教育の一環として行われる文化部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義があった。さらに、生徒や保護者から学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

あわせて、文化芸術の「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって芸術や芸術文化に豊かに関わる資質・能力の育成などの意義も有してきた。

一方で、こうした学校の文化部活動や運動部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増している。例えば、現在、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、小学校児童数の減少に加え、いよいよ中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べて、地方においてより加速しており、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられる。

さらに、中学校等の部活動においては、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっている実態も見過ごすことができない。

他方、児童生徒の育成は学校、家庭及び地域において担われている中で、地域の文化芸術団体¹や指導者、施設などの資源と学校との連携・協働が十分ではない状況もみられる。

学校における部活動に関する厳しい状況については、中央教育審議会や国会等においても指摘されてきており、これまで文化庁やスポーツ庁においても、部活動の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働や地域への移行の方向性が示されてきたところである。

具体的には、文化部活動について平成 30 年 12 月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において「学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整

¹ 「文化芸術推進基本計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）によると、「文化芸術団体」とは、「文化芸術活動を行う団体」であり、「営利・非営利や設置形態は問わない」とされており、本提言においても同様とする。

備を進める」ことが示された。その後、平成31年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「平成31年中教審答申」という。）において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示された。

また、国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議において、衆議院文部科学委員会の附帯決議（令和元年11月）、参議院文教科学委員会の附帯決議（同年12月）において「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」が指摘された。

さらに、令和2年9月には、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中では、「中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、『部活動を学校単位から地域単位の取組とする』ことが指摘されている」「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示された。

こうした数次にわたる部活動改革の取組を受けて、令和4年2月に、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、文化部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、文化庁に「文化部活動の地域移行に関する検討会議（以下「検討会議」という。）」が設置された。この検討会議では、これまで6回にわたり、文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たな文化芸術等に親しむ環境」の在り方やその充実方策、②「文化芸術団体等」の整備や支援及び「指導者」の質の保障・量の確保方策、③「文化施設」の確保方策、④「大会・コンクール」の在り方、⑤「会費」や「保険」の在り方、⑥「学習指導要領など関連諸制度等」の在り方、及び達成時期などについて、多様な観点から集中的に検討を行った。

その際、様々な事情を抱える学校現場や地域において文化部活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討を行ってきたところである。

これは、文化部活動について、都市部に設置されている学校から中山間地域や離島等の地方部に設置されている学校がある中、それぞれの地域における文化芸術等に親しむ環境の状況は様々であり、同じ都市部内や地方部内でも多様であることによる。このため、ど

の地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があると考えるためである。

こうした検討を経て、引き続き検討を要する課題があるものの、現段階で整理された方向性を、検討会議の提言として取りまとめるものである。

【今後の目指す姿】

学校の文化部活動では支えきれなくなっている中学生等の文化芸術等に親しむ環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。

第1期文化芸術基本計画（令和4年3月6日閣議決定）にもあるとおり、文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている。

文化部活動の地域移行は、学校における働き方改革に寄与するとともに、単に文化部活動を学校から切り離すということではなく、子供たちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、地域全体で子供たちの多様な文化芸術等の体験機会を確保する必要がある。このため、地域の実情等に応じ、適正なガバナンスを確保した文化芸術団体等が組織化され、指導を希望する教師を含め専門性等を備えた指導者やふさわしい施設を確保し、適正な活動時間の中で多様な活動が提供されることを目指すべきである。地域移行を契機に、生徒やその保護者が地域の文化芸術活動に参画することは、地域の団体等と共に、質の高い文化芸術活動や地域における文化芸術の発展を主体的に形成していくこと、さらには地域社会を豊かにすることにつながるものであり、国及び地方公共団体等において、文化部活動の改革を契機として、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域の文化芸術環境の充実を図る機会にしていくことが重要である。

本提言は公立中学校等における文化部活動について対象としているが、国立の中学校等においても、本提言の内容については、改革・改善が求められるものであることから、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことを望みたい。

また、公立及び国立の高等学校等（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で文化部活動への参加を選択している実態や、多様な教育活動が行われる高等学校の中で文化芸術等に特色を有する学校が存在することなどの面で、中学校等とは異なる状況にある。一方、高等学校等においても、文化芸術等を通じた生徒の心身の健全育成や教職員の働き方改革の観点からは重要であり、学校等の実情に応じて文化部活動の改善に取り組むことを望みたい。

私立学校においても、これらの取組も参考にしながら、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことを望みたい。